別記第八十四号様式を次のように改める。

別記第八十四号様式（第六十一条関係）

番　号

日本国政府法務省

年　月　日

手　数　料　納　付　書

印紙

法　務　大　臣　殿

金　　円也（￥　　）

出入国管理及び難民認定法第67条，第67条の2又は第68条の規定により，

上記金額を
1　在留資格の変更許可
2　在留期間の更新許可
3　永住許可
4　再入国（一回限り・数次有効）の許可
5　特定登録者カードの交付
6　特定登録者カードの再交付
7　就労資格証明書の交付
8　在留カードの再交付
9　難民旅行証明書の交付
手数料として納付いたします。

納付者氏名　　署　名

（注）用紙の大きさは，日本工業規格Ａ列４番とする。

附　則

この省令は，平成二十八年十一月一日から施行する。